

平成 29 年 11 月 10 日

お客様各位

日本農薬株式会社

農薬登録のご連絡の件

首記の件、下記について登録されましたのでご連絡致します。

記

1.新規登録 平成 29 年 11 月 8 日付 (1 件)

・ブイゲットバイソン粒剤

登録第 23990 号

有効成分:チアクロプリド…1.0% チアジニル…12.0% 毒性:毒物劇物に該当せず 危険物区分:一

【適用病害虫および使用方法】

作物名	適用病害虫名	使用量	使用時期	本剤の使用回数	使用方法	チアクロプリドを含む農薬の総使用回数	チアジニルを含む農薬の総使用回数
稲 (箱育苗)	いもち病	育苗箱 (30×60×3 cm、使用土壌 約 5ℓ)1 箱当り 50g	移植 3 日前～ 移植当日	1 回	育苗箱の上 から均一に 散布する。	1 回	3 回以内 (移植時までの処理 は 1 回以内、本田 での散布は 2 回以 内)
	イネズゾウムシ イネドオイムシ		移植 2 日前～ 移植当日				

【使用上の注意事項】

- ・育苗箱の上から均一に散布し、葉に付着した薬剤を払い落とし、軽く散水して田植機で移植すること。
- ・イネ葉が濡れている場合には、散布前に葉に付いている露を払い落としてから薬剤を散布すること。
- ・軟弱徒長苗、むれ苗又は苗の生育が不良な場合には、葉害を生じるおそれがあるので注意すること。
- ・本田の整地が不均整な場合は、葉害を生じるおそれがあるので、代かきはていねいにを行い、移植後に田面が露出しないよう注意すること。
- ・きく等の他作物に影響を及ぼす場合があるので、薬剤が育苗箱からこぼれ落ちないように散布すること。
- ・本剤の使用に当っては、使用量、使用時期、使用方法等を誤らないように注意し、特に初めて使用する場合には、病害虫防除所等関係機関の指導を受けることが望ましい。

2.適用拡大 平成 29 年 11 月 8 日付 (3 件)

(1)日農アグロスリン水和剤

登録第 16585 号

適用病害虫名の追加:すもも/カムシ類(1000 倍)、みょうが(花穂)、みょうが(茎葉)/ハスモンヨウ(1000 倍)

【変更後】

作物名	適用病害虫名	希釈倍数	使用液量	使用時期	本剤の使用回数	使用方法	シペルトリンを含む農薬の総使用回数
すもも	シクイムシ類 カムシ類	1000 倍	200～700ℓ /10a	収穫前日まで	2 回以内	散布	2 回以内
みょうが (花穂)	アザミウマ類 ハスモンヨウ	1000 倍	100～300ℓ /10a	収穫前日まで	5 回以内	散布、但し花穂の発生期 にはマルチフィルム被覆によ り散布液が直接花穂に飛 散しない状態で使用する	5 回以内
みょうが (茎葉)				みょうが(花穂)の収穫 前日まで但し、花穂を 収穫しない場合にあつ ては開花期終了まで		散布	

\* 注意事項の変更はありません。

(2)三菱ハチハチ乳剤

登録第 20817 号

適用病害虫名の追加:はくさい/ナメジ類(1000 倍)

【変更後】

作物名	適用病害虫名	希釈倍数	使用液量	使用時期	本剤の使用回数	使用方法	トルフェンピラトを含む農薬の総使用回数
はくさい	コナガ アオムシ ハイマダラメイガ アブラムシ類	1000~ 2000 倍	100~300g /10a	収穫 14 日前 まで	2 回以内	散布	2 回以内
	ナメジ類	1000 倍					

\* 注意事項の変更はありません。

(3)日農マツタバジャンボ

登録第 21922 号

〈1〉適用内容の変更

①適用雑草名の追加:クログワイ[使用量/5 個(250g/10a)]

②使用量の変更: 10 個(500g)/10a、5 個(250g)/10a⇒5~10 個(250~500g)/10a

【変更後】

作物名	適用雑草名	使用時期	使用量	本剤の使用回数	使用方法	クミロンを含む農薬の総使用回数	テニクロールを含む農薬の総使用回数
移植 水稻	水田一年生雑草 及び マツバイ ホタルイ ミスガヤツリ ヘラオモダカ クログワイ	移植直後~ルエ1 葉期 但し、移植後 30 日まで	5~10 個 (250~ 500g) /10a	1 回	水口施用	2 回以内	2 回以内
		植代後~移植前 7 日 又は 移植直後~ルエ1 葉期 但し、移植後 30 日まで			水田に 投げ入 れる。		

〈2〉注意事項の変更

【変更後】(変更箇所のみ)

- ・本剤は雑草の発生前から発生始期に有効なので、ルエの1 葉期までに散布すること。なお、ホタルイ、ミスガヤツリ、ヘラオモダカに対しては、発生前から発生始期まで、クログワイに対しては発生前が本剤の散布適期である。
- ・クログワイは、発生期間が長く、遅い発生のものには十分な効果を示さないので、必要に応じて有効な後処理剤との組合せで使用すること。

3.使用制限 平成 29 年 11 月 8 日付 (2 件)

(1)モンカット水和剤

登録第 15931 号

作物名の削除:ピーマン(施設栽培)、ピーマン(露地栽培)

\* 注意事項の変更はありません。

(2)モンカットフロアブル40

登録第 19252 号

作物名の削除:だいず、えだまめ、ピーマン(露地栽培)

\* 注意事項の変更はありません。

■: 網掛けは使用制限のかかる登録変更を示す。

以上